

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

上郡町長 梅田 修作

市町村名 (市町村コード)	上郡町 (28481)
地域名 (地域内農業集落名)	赤松地区 (赤松)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月25日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現在、旧赤松校区内の農地は、2つの営農組合と2名の認定農業者が地域内の農地保全を担っているが、担い手を含む高齢化・後継者不足・不在地主の増加等により農地の維持管理が難しくなるとともに、耕作放棄地の増加が懸念される。

アンケート調査等をもとに、今後地域として残していくべき農地等を皆で話し合っていくとともに、これらの農地を安定して保全管理していくために、4集落が協力し地域農業の担い手としての集落営農法人の組織化や、認定農業者、新規就農者等との協力体制をつくり、協力して農地の保全管理に取り組むことが必要と考える。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻、小麦、大豆を主要作物としつつ、地域の特産物であるモリンガ、ジャンボ落花生を段階的に形成する。
- ・農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	59.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	51.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1) 農用地の集積、集約化の方針</p> <p>現在、貸付けの意向の農地は、地域内農地の約95%の集積率となっている。 今後、残りの自己管理されている農地についても、農事組合法人等中心経営体に集積を進めていく。</p>
<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <p>中心経営体への将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を中間管理機構に貸し付けていく。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保安全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、中間管理機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <p>基盤整備事業を実施して約30年が経過し、水路・農道の経年劣化が心配される。今後、集落で長寿命化事業への取り組みについて協議を進めていく。</p>
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>区域内ではオペレーターを育成しつつ、今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、農事法人組合の担い手に位置づけ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。</p>
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>作業の効率化が期待できる防除作業は、ブームスプレアー防除を進める中で、将来的にはJA協力等により地域でドローン等スマート機械を活用した作業低減をめざす。</p>

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①山沿い、河川沿いに集落囲みの防護柵はあるものの、公道や小河川を經由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
- ②収益性の向上を図るためにも減農薬、減化学肥料を集落一体となって取り組む。
- ⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。